

右

0

者

に

対

す

る

平 成四年份第五二号

姓 訴 趣 造

被 告 人

廣

秀

樹

野

傷 害 準 強 姦被告事件の控訴趣意は左記のとおりである。

平 成 四 年 0 月 七日

弁 護

高

等

裁

判

所

金

沢

支

部

御

中

人

木 祭 松

告 及 人 ぼ 原 は す 判 _ 決 بح 犯 は、 行 が 当 明 次 時 ら 0 لے か C お で 神 あ 0 喪 る (1) 失 重 \$ 大 ま た L な < (2)事 は 懲 実 心 役 誤 神 四 認 耗 を 年 弱 な 0 0 実 L 状 刑 7 態 は お に 不 り あ 当 そ に 0 つ た 重 誤 0 す 認 ぎ で か 原 る 判 判 決 決 更 に 0 に 影 破 (3)響 棄 被 を

第一 事実誤認

2

求

8

る

略 で 3 あ $\overline{}$ う 原 抗 つ 0 判 て 拒 状 決 破 不 態 は ` 棄 能 لح を な 0 罪 免 状 と り れ 抗 な 態 な 12 拒 る あ 不 15 ~: 0 る き 能 同 事 で 女 あ 実 を る 第 _ 姦 0 淫 に に し 乗 お た じ 15 \bot T 7 ` 出 \neg 判 同 同 示 女 女 す を が る 姦 右 が 淫 傷 ` L 害 ょ 重 に 大 う ょ な لح 0 事 企 意 実 て 識 誤 も 認 中 う

あ つ 被 た 告 L人 と に 0 は 認 識 次 は 0 な لح < お り 安 従 藤 つ 文 て が 準 強 \neg 姦 意 罪 識 0 t う 故 意べろ 波を,う 欠 0 < 状 t 態 0 と で な あ 9 る 抗 拒 不 能 で

1 被 告 人 は 被 害 者 0 身 体 的 状 態 に つ 13 て、 \neg 蹴 つ た 後 ` 車 0 脇 に 寝 か



干 で な た とき 出 L か ĺП た つ は L た 少 لے L L 7 被 思 出 告 15 ĺ つ る た 人 L 供 t _ 7 述 0 13 \neg 0 調 被 る 正 書 害 0 常 $\overline{}$ 者 を ち と な が ら 状 述 頭 態 つ ~: を と で 7 怪 あ 我 15 見 たし ると る L と て 思 お 61 \neg り つ た そ て لح 被 ん 11 害 は な たこ 者 全 に 0 < 頑 ے 外 思 古 見 つ に から て Щ 15 は は、 ま 出 せ 7 若 ん いり

2 識 Ξ 書 لے 五 平 も 口 つ 被 位 $\overline{}$ 成 害 た つ 言 لح 四 _ 者 か つ 返 年 0 لے り 7 答 四 意 な L 15 L 月 識 い — 三 7 る て 状 0 15 $\overline{}$ お 態 か る 検 り、 日 に _ と 面 付 とい つ 思 調 ま 員 い つ 書 た、 面 て う 五 て 調 t 被 <u>、</u>こ 15 被 書 告 た 告 \neg 人 لے 七) も 人 最 の か が 0 後に 問 \neg ら、 で 行 いり あ 何 為 ŧ に る や 被 に う ۲ \neg 告 そ 及 _ ے 私、 人 ぼ れ 度 とし う 聞 そ لے 知 < ん ら て し けど本 は な な た 被 と 覚 しい え 当 害 き L な 者 に $\overline{}$ \neg いり 車 自 嫌 検 ょ 身 面 止 意 لح 調 め _

3 を も さら 7 ば に、 被 人 告 0 人 意 بح L 思 て 疎 は、 通 t 被 ス ム 害 1 者 ズ も に 被 行 告 < 人 لح に 思 好 意 つ を 7 持 15 た つ ٢ 7 上。 お 0 性 的 関 係

4 L た が って、 被告 人 は、 被 害 者 が 抗 拒 不 能 状 態 に あ つ た لے 0 認 識 を 欠 15







被 て 告 15 人 る t は 捜 0 で 查 段 あ 階 る 及 CK 原 審 に お 15

7

準

強

姦

罪

0

成

立を認

め

7

15

る

が、

そ

れ

は 次 0 事 由 に ょ る も 0 で あ る

2 1 被 被 害 告 者 人 12 に 重 は 症 を \neg 負 準 わ 強 せ 姦 た 罪 لح _ 0 12 自 つ 責 いり 0 7 念 0 か 知 識 が 全く な か つ た ح

ら、

真

実

に

反

す

る

供

述

を

搜

査

官

に な し た も 0 で あ る と。

3 行 が 原 な 審 さ 0 れ 審 7 理 で 11 る は ` 0 に 15 全 わ < ば 灵 放 付 心 か 状 な 態 か が 続 つ たこ き、 ے 自 分 0 意 思 に 反 し た 審 理 0 進

4 13 そ る 0 れ も 故 被 告 搜 査 人 段 0 階 真 意 で で 0 は 供 な 述 13 は 0 真 実 لح は 異 な る も 0 で あ り、 原 審 で 認

8

7

Ξ 以 上 ょ り 被 告 人 に は 抗 拒 不 能 に 乗 じ たとの故 意が 存 L な いり 0 で、 準 強 姦

罪 に つ いり て は 無 罪 で あ る

第 量 刑 不 当

0 情 本 件 状 を に 斟 つ き 酌 す 原 れ 判 ば 決 量 は 刑 被 不 告 人 当 لح に 思 対 料 L 懲 さ 役 れ 四年 る 0 0 で、 実 刑 原 判 判 決 決 を 0 言 破 渡 棄 を L た 求 が 8 る 以 も 下

11 被 7 告 人 + 分 は に 被 反 害 省 者 し に 自 暴 責 行 を 0 振 念 t 15 顕 著 結 果 で あ 的 る に 重 大 な 怪 我 を 負 わ せ たこ とに

で

あ

る

Ξ いり る 被 被 害 告 者 人 は 0 ` 症 状 母 は 人 現 . 子 在 人 IJ 0 /\ Ľ 家 庭 1) テ 環 境 1 で シ あ Ξ ン る 0 を 受 年 け 老 15 る た 程 母 度 を に 残 ま で 回 服 復 役 て す

JU を 有 被 告 7 人 お は り、 被 そ 害 0 者 た に 8 対 に L も 早 生 < か 社 か 会 つ に 7 復 も 帰 被 害 し 収 弁 入 償 を し 得 た る いり 必 لح 要 の が 真 摯 あ な る 灵 持 ち

る

に

は

長

期

間

12

す

ぎ

老

母

0

た

8

12

t

同

情

を

得

た

しい

0

第三 心神喪失・心神耗弱

被 告 人 は 本 件 犯 行 当 時 心 神 喪 失 な 15 心 神 耗 弱 0 状 態 12 あ つ た も 0 で あ

る。

分自 ろ、 被 告 身 被 が 害 人 追 者 は Ŋ か ら つ 被 め 害 \neg 者 ら 交 にこ 際 れ た L 対する 灵 て 持 13 に る 恋 情 な 男 り 性 0 本 が あ 件 ま 15 行 る り 為 正 _ 等 に 常 な 及 ہے 言 判 ん だ わ 断 も れ 能 0 て 力を失 逆 で あ 情 し、 って る。 いり 更 に、 たとこ 自

告 たことを 15 人 で 被 告 か 性 理 行 人 示 非 為 0 す 善 に 被 t 害 悪 及 を 6 者 0 で 弁 で に あ 别 対 15 す る。 す るこ る る 暴 能 と 力 等 行 を は 0 失 程 つ 常 度、 て 軌 13 更 を に たことも 逸 し 被 7 害 いり 者 L る 0 < も 傷 害 は 0 著 で の あ 程 し < り、 度に 滅 退 当 気 付 し 時 か て 15 被 な